熊本地震ペット救護本部を設置しました

平成28年熊本地震により被災したペットの救護やその飼い主を支援するため、熊本県、 熊本市、一般社団法人熊本県獣医師会が連携し、本日、「熊本地震ペット救護本部」を設 置しました。環境省や九州各県、日本獣医師会、一般財団法人ペット災害対策推進協会の 支援を受け、支援活動を円滑にすすめていきます。

1 熊本地震ペット救護本部

構成団体:熊本県(健康危機管理課)

熊本市(熊本市動物愛護センター)

一般社団法人熊本県獣医師会

本部長 : 一般社団法人熊本県獣医師会会長 穴見盛雄

事務局 : 一般社団法人熊本県獣医師会及び熊本県健康危機管理課

2 主な活動支援内容

- ①被災動物への医療支援
- ②被災動物の保護・管理に関する支援
- ③避難所、仮設住宅等における被災動物支援
- 4)環境省への支援要請、情報提供
- ⑤動物愛護団体等への支援要請、情報提供
- ⑥その他必要な事業

くお問い合わせ先>

熊本県健康福祉部健康危機管理課(担当:江川)

TEL: 096-333-2248

熊本市動物愛護センター(担当:村上)

TEL: 096-380-2153

一般社団法人熊本県獣医師会(担当:滝川)

TEL: 096-365-5711 080-2755-2144

能本地震ペット救護本部設置要綱

(設置目的)

第1条 熊本地震ペット救護本部(以下「救護本部」という。)は、熊本地震で 被災したペット(犬、猫等、以下「被災動物」という。)の救護や、その飼育 者への支援を円滑に行うために設置する。

(活動内容)

- 第2条 救護本部は次の活動を行う。
 - ①被災動物への医療支援
 - ②被災動物の保護・管理に関する支援
 - ③避難所、仮設住宅等における被災動物支援
 - ④環境省への支援要請、情報提供
 - ⑤動物愛護団体等への支援要請、情報提供
 - ⑥その他、前条の目的のために必要な事業

(本部構成と職務等)

- 第3条 救護本部は、次の団体をもって構成し、本部長を(一社)熊本県獣医師会会長とする。
 - ① (一社) 熊本県獣医師会(以下「県獣医師会」という。)
 - ②熊本県(健康危機管理課)
 - ③熊本市(熊本市動物愛護センター)
 - ④その他、必要と認めた団体。
- 2 本部長は救護本部会議を開催する。

(事務局)

第4条 事務局は、県獣医師会及び熊本県健康危機管理課が担当する。

(救護本部の設置及び活動期間)

第5条 救護本部の活動期間は、平成28年5月27日から、救護本部会議が 定めた期日までとする。

(活動内容の公表)

第6条 救護本部の活動内容については、積極的に公表する。

(その他)

第7条 この要項に定めるほか、救護本部の活動や運営に必要な要綱は別に定める。

(附則)

この要綱は、平成28年5月27日から施行する。